

民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）のあり方検討の結果報告について

区政経営改革推進計画に基づき、民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）及び区民への保養機会の提供のあり方について検討し、「民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）あり方検討報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめましたので、報告します。

1 報告書

別紙のとおり

2 報告書の概要

(1) 区民への保養機会の提供における課題と分析

① コニファーいわびつの利用状況

- ・区外在住者の利用者は増加しているものの、区民利用者は減少傾向にあり（令和元年度：延べ5,661人）、区民への保養機会の提供を目的とする施設としては課題がある状況といえる。

② 保養所を取り巻く状況と区民ニーズ

- ・近年、民間事業者において安価で多様なサービスが提供されていること等により、区の保養施設が選択されにくくなっている一方、令和4年度に実施した民営化宿泊施設（富士学園・弓ヶ浜クラブ）のあり方に関する区民アンケートの結果等から、区が提供する保養機会への一定のニーズがあると考えられる。
- ・特別区の状況を見ると、保養所を保有しない区は14区に上り、その大多数の区が協定旅館等の方法で保養機会を提供しており、杉並区においても、区が施設を保有して行うメリットは少なくなってきたといえる。

③ 施設の老朽化と区の財政負担の状況

- ・区は毎年の固有資産等所在市町村交付金（固定資産税相当額）の支出に加え、今後は、施設の老朽化により大規模修繕費の増大が見込まれており、区民利用者数が区民全体の1%程度に留まっている中で、高額な費用を拠出して施設を維持していくことは課題があるといえる。

(2) コニファーいわびつについて考慮すべき点

- ・区において施設を他の用途で活用する予定はなく、施設が所在している東吾妻町においても、活用する意向はない。
- ・東吾妻町は、今後、民間に売却等をするとしても、可能な限り区が施設に関与することを望むとともに、区と町との自治体間交流をより一層活性化していきたいと考えている。

- ・施設を活用し、スポーツでの市民同士の交流が行われている。
- ・一定数の区民利用があり、利用者アンケートにおいても、概ね好評を得ている。

(3) 今後の方針

① 区民への保養機会の提供

- ・区の財政負担軽減の観点から、保養機会の提供を主たる目的とした施設は保有しないこととする。
- ・ただし、保養機会の提供には一定の区民ニーズがあることから、今後は、現在の湯の里「杉菜」(協定旅館)の方法等で、区民への保養機会の提供を継続する。

② コニファーいわびつ

- ・建物及び土地は、不動産鑑定を実施して適正価格を把握した上で、宿泊施設として民間事業者へ売却する。
- ・売却に向けた手続きに要する期間として、現運営事業者との契約を2年間延長し、令和7年度末で民営化宿泊施設としての運営を終了する。
- ・売却にあたっては、宿泊施設として一定期間は運営を継続することや区民優待料金を設定すること等を条件とし、売買契約時にその旨を盛り込んだ協定を締結することで、引き続き区民が安価で利用できるようにする。
- ・売却先となる事業者選定の方法や詳細な条件等は今後検討することとし、その中で区民の利用料金については、売却後に現在(宿泊補助適用後)と比較して大幅な値上げとならないような手法を検討する。

③ その他

- ・東吾妻町との自治体間交流については、コニファーいわびつが民営化宿泊施設として運営を終了した後も、施設の活用有無にかかわらず、町と相互に連携を図りながら、引き続き実施していく。

3 今後の主なスケジュール(予定)

令和6年度	不動産鑑定の実施
令和7年度	売却先となる事業者の選定 売買契約及び協定の締結 民営化宿泊施設としての運営終了
令和8年度	協定に基づく区民利用の開始

民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）あり方検討
報告書

令和5（2023）年9月

杉並区

【目次】

はじめに	1
1 施設の概要及びこれまでの経過等	1
2 区民への保養機会の提供における課題と分析	4
3 コニファーいわびつについて考慮すべき点	6
4 今後の方針	7
資料1 民営化宿泊施設のあり方等検討部会名簿（令和5年度）	9
資料2 コニファーいわびつ利用状況（平成14年度～令和4年度）	10
資料3 特別区における「保養機会の提供」事業の状況 （令和5年6月現在）	11
資料4 コニファーいわびつに係る区費の歳出・歳入状況 （平成25年度～令和4年度決算）	13

はじめに

これまで区の民営化宿泊施設として運営し、区民へ保養の機会を提供してきたコニファーいわびつ（旧すぎなみ自然村）について、令和3年度に策定した区政経営改革推進計画に基づき、施設の利用状況や区民ニーズの変化、施設の老朽化等の状況を踏まえ、区政経営改革推進本部の下に設置した「民営化宿泊施設のあり方等検討部会」において、方針決定に向けた検討を進めてきた。

検討にあたっては、令和5年1月の「民営化宿泊施設（富士学園・弓ヶ浜クラブ）あり方検討最終報告」における最終方針を踏まえ、施設のあり方に併せて、区民への保養機会の提供に係る今後のあり方についても検討した。

この度、コニファーいわびつ及び区民への保養機会の提供のあり方について方針が定まったため、報告する。

1 施設の概要及びこれまでの経過等

(1) 施設の基本情報

施設名称	コニファーいわびつ（旧すぎなみ自然村）
所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山 4399 番地
開設年月	平成6年7月
竣工年月	平成6年5月
構造	本館：鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建 ログハウス：木造2階建 (ほかに職員宿舎、クラブハウス等の建物あり)
定員	124名（本館：84名、ログハウス：40名）
客室	本館：25室（和室13室、洋室12室）、ログハウス：8棟
主要施設	体育館（多目的ホール）、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド、テニスコート、キャンプ場
宿泊料金	本館 大人（区民）1泊2食付 平日 11,000円、休前日 13,200円 ※区内在住者は上記料金から1泊2,000円（65歳以上の方又は障害者の方は3,000円）の補助あり ※別途シーズン料金あり。1名利用の場合は追加料金あり
運営事業者	株式会社フォレスト

(2) 設立の経緯

○昭和63年、姉妹都市交流の検討を行う中で、国内自治体交流と区民の自然とのふれあい等を併せ持った自然村の建設を計画化し、平成元年、自然村の候補地が群馬県吾妻町（現東吾妻町）に決定するとともに、吾妻町と「友好自治体協定」を締結した。

○平成4年に建設用地（国有林野）を取得した後、約2年間の建設工事を行い、平成6年7月に区立の保養所「すぎなみ自然村」として開設した。

【施設の目的】

区民が自然と親しみ、のびのびとスポーツや文化活動をしたり、休養をとったりすることができる余暇施設を自然環境に恵まれた地に建設して、健康の増進と創造的な余暇活動の機会を提供し、加えて地元自治体との交流を通じて区民の第二のふるさとをつくっていかうという趣旨で計画された施設。（平成2年2月策定「すぎなみ自然村基本構想」より）

(3) 施設の運営方法及びこれまでの区民への保養機会の提供の取組

○平成6年の開設後、区の直営（業務委託）により施設を運営してきたが、平成12年の閣議決定により、既存の公的宿泊施設は廃止、民営化その他合理的措置を行うことが国から地方公共団体へ要請されたこともあり、平成13年度末で直営での運営を廃止した。ただし、施設は引き続き活用可能な状況であったことから、平成14年度からは、民間事業者の創意工夫によるサービス向上や、より効率的・効果的な施設運営を図るため、23区初の民営化宿泊施設として転換し、以降、民間事業者が運営している。

運営形態及び運営主体の変遷

年度	運営形態	運営主体
平成6年度～平成13年度	区直営	区（㈱岩櫃ふれあい公社に管理運営を委託）
平成14年度～平成26年度	民営化	㈱岩櫃ふれあい公社
平成27年度～現在	民営化	㈱フォレスト

○運営にあたっては区が建物・土地を所有し、運営事業者と「財産の使用貸借及び宿泊事業に関する契約」を締結し、事業者に施設を無償で貸し付けている。

【主な契約内容】

- ・宿泊施設としての運営経費や日常的な維持管理費は事業者が負担し、大規模修繕（施工金額130万円以上のものなど）は区の負担で実施する。
- ・宿泊料金等の運営による収入は事業者の収入となるが、年度毎に営業利益が生じた場合、その2分の1相当額を管理監督費として区に支払う。
- ・宿泊料金の設定・変更は、事業者の提案により、区と協議の上で決定する。
- ・区民（区内在住者）が利用した場合、1泊につき2,000円（65歳以上の方又は障害者の方は3,000円）の宿泊補助を区で支出する（宿泊補助の金額等詳細は当該契約ではなく、区の要綱により規定）。

- 区では、コニファーいわびつのほかに、湯の里「杉菜」（昭和 37 年 4 月「区民寮」として開設）を保養施設として運営してきたほか、区立小学校の移動教室での利用を主目的とする富士学園及び弓ヶ浜クラブについても、移動教室で利用しない期間は一般利用に供し、区民へ保養の機会を提供してきた（3施設ともに、平成 14 年度からはコニファーいわびつと同じ民営化宿泊施設として運営）。
- 湯の里「杉菜」については、「杉並区民営化宿泊施設あり方検討会報告書」（平成 25 年 2 月）により、有利な条件で売却が見込めたことから、平成 25 年度末をもって民営化宿泊施設としての運営を終了・売却し、現在は、区民が一般料金よりも低料金で利用できる「協定旅館」として、引き続き区民へ保養の機会を提供している。
- 富士学園及び弓ヶ浜クラブについては、移動教室での利用が終了することや一般利用の状況、区民アンケートの結果等を踏まえた「民営化宿泊施設（富士学園・弓ヶ浜クラブ）あり方検討最終報告」（令和 5 年 1 月）により、富士学園は令和 4 年度末、弓ヶ浜クラブは令和 5 年度末で廃止することとした。
- こうした経過を経て、区は現在、令和 5 年度末で廃止となる弓ヶ浜クラブを含めて 2 施設を民営化宿泊施設として運営している。運営事業者と 3 年ごとに契約を行っており、現在のコニファーいわびつの契約期間は令和 5 年度末までとなっている。

コニファーいわびつ以外の施設の見直し状況

施設名	見直しの方向性・時期	見直し後の活用
湯の里「杉菜」	平成 25 年度末で民営化宿泊施設としての運営終了・売却	区民が安価で利用できる「協定旅館」として、事業者と協定を締結して区民に案内
富士学園	令和 4 年度末で廃止	検討中
弓ヶ浜クラブ	令和 5 年度末で廃止	検討中

(4) コニファーいわびつに関するあり方検討の経過

- 平成 23 年度、杉並区外部評価委員会の下で実施された「事務事業等の外部評価」において、民営化宿泊施設（4 施設）のあり方について評価を行った。外部評価委員会からは、「今後の大規模修繕等を考えると施設を維持していくべきかどうか、廃止も踏まえた抜本の見直しを図っていくべきである。」との意見が付された。
- 平成 25 年 2 月、前述の外部評価委員会の意見を踏まえ、施設のあり方について、庁内検討組織で検討した結果、コニファーいわびつについては、今後の大

規模修繕の時期や施設の運営状況等を踏まえて長期的な検討課題としつつ、運営事業者に経営改善やサービス向上を求めた上で、当面の間、運営を継続することとした。

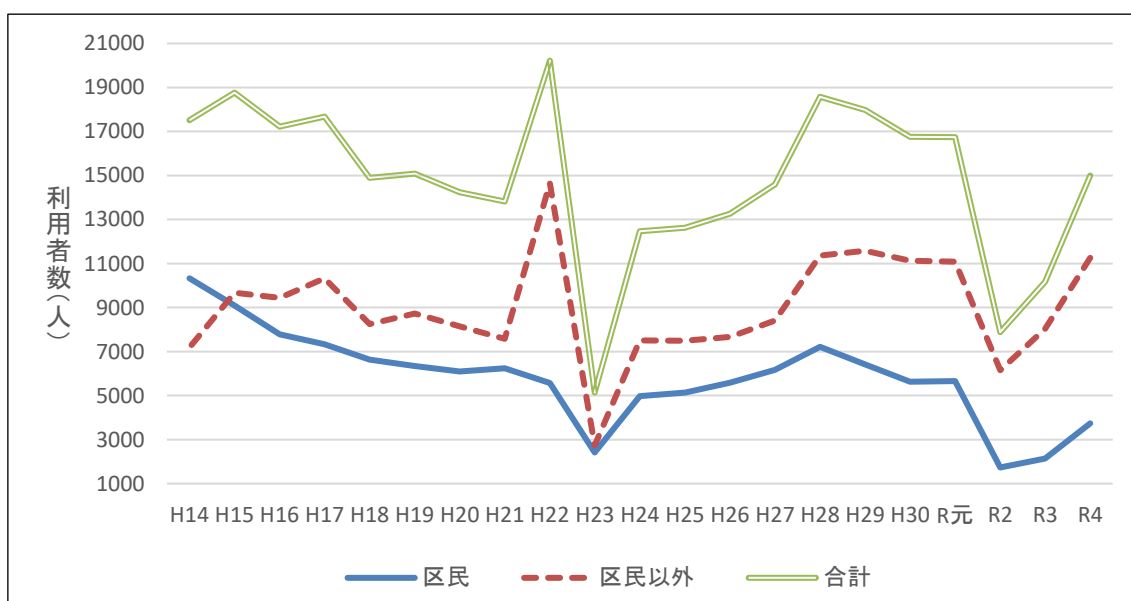
- その後、経営改善等に取り組みながら運営を継続してきたが、令和3年度に策定した区政経営改革推進計画において、施設の利用状況や区民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえて検討し、令和5年度にコニファーいわびつのある方針を決定することとした。これに基づき、区政経営改革推進本部の下に設置した「民営化宿泊施設のあり方等検討部会」において、方針決定に向けて検討を進めてきた。

2 「区民への保養機会の提供」における課題と分析

(1) コニファーいわびつの利用状況・運営状況

- 民営化した平成14年度の区民利用者は延べ10,330人であったが、それ以降は減少傾向にあり、コロナ禍の影響を概ね受けていない令和元年度においても延べ5,661人であり、これはピーク時の約55%である。
- 区の人口に対する区民利用率は、令和元年度で0.99%、令和4年度で0.66%となっており、区民全体から見た利用者数の規模は非常に小さい。
- 一方、区外在住者の利用者数は、運営事業者の営業努力もあって民営化当初から増加し、令和元年度で延べ11,082人であった。

コニファーいわびつ 利用者数の推移（平成14年度～令和4年度）



※平成23年度は東日本大震災の避難者受け入れにより約半年間休館していたため、利用者が極端に少ない。

○運営事業者はJR阿佐ヶ谷駅～施設間の直行バスの運行、施設を拠点としたバスツアーの企画等により、区民の集客拡大やサービス向上のために工夫を講じており、また、区としては区広報・ホームページへの掲載や区施設へのちらし設置等により周知を図ってきた。しかしながら、前述のとおり区民利用は伸び悩み、平成27年度以降は営業利益が生じておらず、区への管理監督費の支払いは発生していない。

○以上のとおり、区外在住者の利用者は増加しているものの、区民利用者は減少傾向にあり、区民への保養機会の提供を目的とする施設としては課題がある状況といえる。

(2) 保養所を取り巻く状況と区民ニーズ

○近年、国内における旅行市場が成熟し、民間事業者において安価で多様なサービスが提供されていること、さらにはスマートフォンの普及によりインターネットで複数の宿泊施設やサービスを比較検討して宿泊先を選択することが容易にできるようになったことにより、区の保養施設が宿泊先として相対的に選択されにくくなっており、このことが上記(1)の区民利用の減少にもつながっていると考えられる。

○一方、令和4年度に実施した、民営化宿泊施設(富士学園・弓ヶ浜クラブ)のあり方に関する区民アンケートでは、料金が安いとため施設を残してほしい旨の意見があった。また、高齢者を中心に、民間では主要な方法といえるインターネットでの情報収集・予約に慣れていない、あるいは好まない区民もいることから、そうした方々にとっては、区が案内・提供する施設は安心感や分かりやすさがあるといえる(前述のアンケートでも、施設を残してほしい理由として「区の施設は安心して利用できる」が多数を占めていた)。こうしたことから、依然として区が提供する保養機会への一定のニーズがあると考えられる。

○特別区においては、近年、利用者の減少や施設の老朽化等を理由に保養所(保養機会の提供を主たる目的とした施設)の廃止・売却が進み、令和5年6月現在、保養所を保有していない区は14区に上る。直近では令和3年度に豊島区が2施設、令和4年度に荒川区が1施設を宿泊施設として一定期間運営することや区民優待料金の設定等を条件に、民間事業者に売却・譲渡している。これらの保養所を保有していない区の大多数は、協定旅館・指定旅館等の方法で、区民が通常より安価で施設を利用できるようにし、現在も区民へ保養機会を提供している。

○現在のコニファーいわびつは、区で建物・土地を所有しているものの、運営事業者に貸与し、事業者の創意工夫により運営されていることから、区が施設を保有しなくとも、宿泊費補助の有無を除き、施設を利用する区民が受けるサー

ビスに大きく変化はないものと考えられる。

○こうした状況を踏まえると、区民のニーズも多様化していく中で、区民向けの保養機会の提供を進めるにあたっては、必ずしも、区が施設を保有して行うメリットは少なくなっているといえる。

(3) 施設の老朽化と区の財政負担の状況

○区は施設にかかる維持管理経費として、主に、過去 10 年間で総額約 1 億 8 千万円の大規模修繕費を負担しているほか、毎年、固定資産税相当額の固有資産等所在市町村交付金を東吾妻町へ支出している（過去 10 年間実績総額：約 1 億 5 百万円）。

○施設は設置後 29 年が経過していることから、建物の外壁や基幹となる設備等の老朽化が進んでおり、施設を維持していくためには、今後 10 年間で約 11 億 2 千万円の改修費が必要となる見込みである。

○以上のことから、区民利用者は区民全体の 1 % 程度の人数に留まっている中で、区が高額な費用を拠出して施設を維持していくことは、区の財政負担上、課題があるといえる。

3 コニファーいわびつについて考慮すべき点

(1) 杉並区での活用の可能性

○区においては、立地や行政需要等を踏まえると、現時点ではコニファーいわびつの建物及び土地を他の用途で活用する予定はない。

(2) 東吾妻町の意向

○東吾妻町として、当該施設を行政目的で活用する意向はない。

○多くの杉並区民が東吾妻町に訪れることを期待する観点から、引き続き区が所有することが望ましいと考えるが、区の状況も理解している。今後、民間に売却等をするとしても、可能な限り区が施設に関与することを望むとともに、区と町との自治体間交流をより一層活性化していきたいと考える。

(3) 施設を活用した交流事業の状況

○現在、区が主催する交流事業では、コニファーいわびつを活用した事業は実施していない。

○一方、市民同士の交流として、バレーボール交流会やグラウンドゴルフ交流会等のスポーツでの交流が行われている。

(4) 区民利用

- 上記2(1)のとおり、区民利用は減少しているものの、一定数の利用者がおり、運営事業者が実施している利用者アンケートにおいても、概ね好評を得ている。
- 前述の富士学園・弓ヶ浜クラブのあり方検討最終報告(令和5年1月)では、両施設の廃止にあたり、従来の区民利用者には、代替施設としてコニファーいわびつを案内することとしている。

(5) 運営事業者の意向

- 上記2(1)のとおり、経営状況に課題があるものの、運営事業者は現在の契約期間終了(令和6年3月末)後、引き続き契約延長を希望する意向を示している。

4 今後の方針

これまで述べてきた様々な状況及び課題、それらに関する分析等を踏まえ、区民への保養機会の提供及びコニファーいわびつの今後のあり方について、以下の方針とする。

(1) 区民への保養機会の提供

- 区の財政負担軽減の観点から、保養機会の提供を主たる目的とした施設は保有しないこととする。
- ただし、保養機会の提供には一定の区民ニーズがあることから、今後は、現在の湯の里「杉菜」のように、事業者と区で協定を締結し、区民が一般料金より安価で宿泊施設を利用できるようにすることを基本に、引き続き区民へ保養機を提供する。

(2) コニファーいわびつ

- 建物及び土地は、不動産鑑定を実施して適正価格を把握した上で、宿泊施設として民間事業者へ売却する。
- 売却に向けた手続きに要する期間として、現運営事業者との契約を2年間延長し、令和7年度末で民営化宿泊施設としての運営を終了する。
- 売却にあたっては、宿泊施設として一定期間は運営を継続することや区民優待料金を設定すること等を条件とし、売買契約時にその旨を盛り込んだ協定を締結することで、引き続き区民が安価で利用できるようにする。
- 売却先となる事業者選定の方法や詳細な条件等は今後検討することとし、その中で区民の利用料金については、売却後に現在(宿泊補助適用後)と比較して

大幅な値上げとならないような手法を検討する。

(3) その他

- 東吾妻町との自治体間交流については、ユニファーいわびつが民営化宿泊施設として運営を終了した後も、施設の活用有無にかかわらず、町と相互に連携を図りながら、引き続き実施していく。

民営化宿泊施設のあり方等検討部会名簿(令和5年度)

	所 属	氏名
部 会 長	区政経営改革担当部長	福 原 善 之
副 部 会 長	区政経営改革担当課長	森 令 子
部 会 員	企画課長	藤 山 健 次 郎
	施設マネジメント担当課長	最 上 亮
	財政課長	土 田 昌 志
	営繕課長	相 馬 吏
	経理課長	福 本 弘
	区民生活部管理課長	阿 出 川 潔
	文化・交流課長	坪 川 征 尋
	土木計画課長	安 藤 武 彦
事 務 局	企画課企画調整担当係長	尾 上 健
	企画課	蔦 澤 拓 海
	施設マネジメント担当係長	近 藤 伸 吾
	施設マネジメント担当係長	岡 部 翔 太
	施設マネジメント担当	木 村 俊 史
	区民生活部管理課庶務係主査	元 島 貴 裕
	区民生活部管理課庶務係	目 加 田 恭 輔

コニファーいわびつ利用状況（平成14年度～令和4年度）

単位：人

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
障害・高齢	4,521	3,767	3,012	3,061	2,692	2,844	2,664	2,671	2,503	1,632	2,590
一般区民	5,809	5,320	4,777	4,275	3,948	3,505	3,436	3,568	3,072	775	2,380
区民計	10,330	9,087	7,789	7,336	6,640	6,349	6,100	6,239	5,575	2,407	4,970
区民以外	7,179	9,681	9,440	10,333	8,254	8,730	8,143	7,574	14,643	2,732	7,504
合計	17,509	18,768	17,229	17,669	14,894	15,079	14,243	13,813	20,218	5,139	12,474
区民人口 (各年度4月1日時点)	508,621	510,952	512,589	513,977	517,811	520,957	525,583	527,942	527,773	527,534	528,706
人口に対する区民利用率	2.03%	1.78%	1.52%	1.43%	1.28%	1.22%	1.16%	1.18%	1.06%	0.46%	0.94%

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	合計
障害・高齢	2,765	2,735	3,223	3,529	3,191	3,183	3,100	1,101	1,256	2,521	58,561
一般区民	2,371	2,856	2,946	3,684	3,218	2,448	2,561	632	879	1,219	63,679
区民計	5,136	5,591	6,169	7,213	6,409	5,631	5,661	1,733	2,135	3,740	122,240
区民以外	7,486	7,671	8,415	11,363	11,579	11,126	11,082	6,158	8,029	11,258	188,380
合計	12,622	13,262	14,584	18,576	17,988	16,757	16,743	7,891	10,164	14,998	310,620
区民人口 (各年度4月1日時点)	541,253	545,210	549,998	555,897	562,065	566,551	571,512	576,093	573,375	570,925	11,335,324
人口に対する区民利用率	0.95%	1.03%	1.12%	1.30%	1.14%	0.99%	0.99%	0.30%	0.37%	0.66%	1.08%

●区民・区外構成比

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
区民利用	59.00%	48.42%	45.21%	41.52%	44.58%	42.10%	42.83%	45.17%	27.57%	46.84%	39.84%
区外利用	41.00%	51.58%	54.79%	58.48%	55.42%	57.90%	57.17%	54.83%	72.43%	53.16%	60.16%
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	合計
区民利用	40.69%	42.16%	42.30%	38.83%	35.63%	33.60%	33.81%	21.96%	21.01%	24.94%	39.35%
区外利用	59.31%	57.84%	57.70%	61.17%	64.37%	66.40%	66.19%	78.04%	78.99%	75.06%	60.65%

特別区における「保養機会の提供」事業の状況（令和5年6月現在）※

1. 特別区における保養所（保養機会の提供を主たる目的とした施設）の保有状況

（1）保有している区

9区（中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、大田区、渋谷区、杉並区、江戸川区）

（2）保有していない区

14区（千代田区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、豊島区、荒川区）

2. 代替策等

（1）指定宿泊施設制度を導入している区：5区（文京区、台東区、目黒区、大田区、荒川区）

（2）借上宿泊施設制度を導入している区：3区（港区、江東区、葛飾区）

（3）協定施設の制度を導入している区：9区

（千代田区、文京区、目黒区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、足立区）

（4）移動教室用施設を区民に開放している区：19区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区）

（5）区民の保養機会に関する代替策を一切講じていない区：1区（墨田区※）

※ R3年度末に移動教室用校外施設も廃止し、区民には旧かんぼの宿を案内するとともに、自然教室等の校外活動では国立青少年自然の家を活用

3. 指定宿泊施設制度を導入している区

（1）指定宿泊施設制度とは

区が民間のホテル等を指定し、区内在住の方への宿泊費（契約料金）の一部を負担する制度

（2）台東区の場合

ア 宿泊数：1か月につき指定保養施設合計で1人2泊まで

イ 補助金額：大人1人1泊3000円、小学生以下2000円

ウ 指定施設数：3施設

エ 区民は、区が発行した利用券を持参し、指定保養施設で契約料金から区民補助金を引いた料金を支払う

（3）その他の区

文京区：9施設、目黒区：2施設、大田区：4施設、荒川区：1施設

4. 借上宿泊施設制度を導入している区

（1）借上宿泊施設制度とは

指定宿泊施設制度と同じく、区民への宿泊費の一部を負担する制度であるが、違いは、区民に優先利用をさせるために、あらかじめ民間のホテル等と数室を借上げ契約している点である。

(2) 利用について (いずれの区も抽選を実施)

ア 宿泊数：江東区：1回の利用につき2泊3日まで

葛飾区：3泊4日まで (空室がある場合は、6泊7日まで)

港区：1回の申し込みにつき、2泊3日まで

イ 借上施設数 (室数)：江東区：4施設 (1施設2～5室)

葛飾区：12施設 (1施設1～2室)

港区：9施設 (夏季限定施設含む。1施設2～6室)

ウ 目黒区は、事務負担軽減のためR3年度末に借上宿泊施設事業廃止

5. その他関連情報

(1) 校外施設を保有する区

19区 (千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、
渋谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区)

(2) 校外施設を保養機会・諸活動のために一般区民等に開放している区

19区 (同上)

(3) 保養所、校外施設いずれも保有していない区

2区 (墨田区、豊島区)

【参考】

区立 保養所	民間 貸与	借上 施設	指定 施設	協定 施設	他施設		類似施策なし
6区	3区	3区	5区	9区	19区		1区
中央区	文京区	港区	文京区	千代田区	千代田区	渋谷区	墨田区
港区	品川区	江東区	台東区	文京区	中央区	中野区	
新宿区	杉並区	葛飾区	目黒区	目黒区	港区	杉並区	
大田区			大田区	世田谷区	新宿区	北区	
渋谷区			荒川区	杉並区	文京区	荒川区	
江戸川区			豊島区	台東区	板橋区		
			荒川区	江東区	練馬区		
			板橋区	目黒区	足立区		
	足立区	大田区	葛飾区				
				世田谷区			

※「令和4年度特別区保養所等に関する調査結果」及び各区公式ホームページの情報を基に作成

コープアールいわびつに係る区費の歳出・歳入状況（平成25年度～令和4年度決算）

単位：千円

歳出	実績													合計
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4年度	合計		
宿泊補助金	13,037	13,917	15,561	17,955	16,009	14,445	14,422	4,567	5,526	10,001	125,440			
高齢・障害	8,295	8,205	9,669	10,587	9,573	9,549	9,300	3,303	3,768	7,563	79,812			
一般	4,742	5,712	5,892	7,368	6,436	4,896	5,122	1,264	1,758	2,438	45,628			
修繕	8,999	59,382	1,977	6,133	10,163	16,924	39,664	27,115	9,482	4,290	184,129			
会計監査委託	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	4,000			
吊橋調査・補修委託			3,078	2,484							5,562			
運営事業者選定経費		159									159			
市町村交付金	9,884	11,576	11,541	11,503	10,661	10,650	10,632	9,654	9,630	9,606	105,337			
備品購入費		6,534									6,534			
賃借料	73	73	71	64	64	62	63	63	63	62	658			
旅費等	6	46	16	14	26	10	22	7	13	0	160			
年度合計	32,399	92,087	32,644	38,553	37,323	42,491	65,203	41,806	25,114	24,359	431,979			

歳入	実績													合計
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4年度	合計		
管理監督費(※)	0	0	959	0	0	0	0	0	0	0	959			
土地貸付収入	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	8			
計	0	0	959	0	0	0	4	0	0	4	967			

※管理監督費は、前年度の営業による損益に基づいて収入するものである。